

○柏市緑を守り育てる条例

平成 7 年 3 月 30 日

条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を備えた緑豊かな住みよい街づくりの推進を図り、もって健康で快適な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑 樹林，樹木，生け垣及び草地をいう。
- (2) 事業者 商業，工業，建設業その他の事業活動を行うものをいう。
- (3) 開発行為等 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 12 項に規定する土地の区画形質の変更並びに建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号及び第 13 号に規定する建築物の建築で市長が必要と認めるものをいう。
- (4) 開発行為者等 開発行為等を行う者をいう。
- (5) 所有者等 土地の所有権者，地上権者及び賃借権者をいう。

(基本計画の策定等)

第 3 条 市長は、都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号。以下「法」という。)第 4 条の規定により緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市民，事業者及び開発行為者等(以下「市民等」という。)は、緑豊かな生活環境を確保するために前項の基本計画に基づいて市長が行う施策に協力しなければならない。

(平 17 条例 83・一部改正)

(保護地区等の指定)

第 4 条 市長は、市民の生活に必要と認められる緑を保護するため、保護地区及び保護樹木(以下「保護地区等」という。)を指定することができる。この場合において、市長は、あらかじめ指定をしようとする保護地区等の所有者等の承諾を受けるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により保護地区等を指定したときは、当該保護地区等の所有者等(以下「指定を受けた所有者」という。)に通知するとともに、これを公示するものとする。

(保護地区等の管理等)

第 5 条 指定を受けた所有者は、保護地区等の保護について適切な管理に努めなければならない。

- 2 指定を受けた所有者は、保護地区等について次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。た

だし、非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。

- (1) 樹木の伐採
- (2) 土地の区画形質の変更
- (3) その他前条第1項の指定に係る内容の変更
(助言等)

第6条 市長は、指定を受けた所有者に対し、緑を守るために必要な技術的指導及び助言又は勧告をすることができる。

(補助)

第7条 市長は、保護地区等の保護のため必要があると認めるときは、予算の範囲内でその保護に要する費用の一部を補助することができる。

(保護地区等の解除等)

第8条 指定を受けた所有者は、市長に対し、保護地区等の指定の全部又は一部の解除を申請することができる。

- 2 前項の解除をしようとする指定を受けた所有者は、当該保護地区につき市長が基本計画に基づき買入れを必要と認めるときは、協議に応じなければならない。

- 3 第4条第2項の規定は、第1項の規定による解除について準用する。
(保護地区等の取消し)

第9条 市長は、指定した保護地区等について枯損等により指定の理由が消滅したときその他必要と認めるときは、その保護地区等の指定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。
(公共用地等の緑化)

第10条 市長は、公園、緑地、道路、学校、保育所その他の公共用地の緑化の推進を図るものとする。

- 2 市長は、国及びその他の公共団体が設置し、又は管理する施設について、緑化を推進するよう要請するものとする。
(緑化計画書等)

第11条 開発行為者等は、開発行為等を行う場合において市長が別に定める緑化基準に基づき、あらかじめ緑化計画書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の緑化計画書に基づき、開発行為者等と協議し、緑地保存協定を締結することができる。
(事業所の緑化)

第12条 事業者は、市民の快適な生活環境を確保するため、前条第1項に規定する緑化基準に準じ、事業所の敷地内の緑化に努めなければならない。

(緑地協定の締結の促進)

第 13 条 市長は、市民等に対し、法第 45 条及び第 54 条の規定による緑地協定の締結が促進されるよう指導するものとする。

(平 17 条例 83・一部改正)

(援助)

第 14 条 市長は、緑の環境を作り育てるため、市民等に対し、苗木の供給、奨励金の交付、技術的な助言その他の援助をすることができる。

(審議会)

第 15 条 本市における総合的な緑地の保全及び緑化の円滑な推進を図るため、柏市緑政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 16 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画に関する事項
- (2) その他市長が緑地の保全及び緑化の推進上必要と認める事項

(組織)

第 17 条 審議会は委員 18 人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
 - (2) 学識経験者
 - (3) 関係団体の代表者その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
(柏市みどりを守り育てる条例の廃止)
- 2 柏市みどりを守り育てる条例(昭和 48 年柏市条例第 6 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定によりなされている指定、届出、申請、勧告その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(柏市税条例の一部改正)
- 4 柏市税条例(昭和 30 年柏市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。
第 62 条の 2 中「柏市みどりを守り育てる条例(昭和 48 年柏市条例第 6 号)」を「柏市緑を守り育てる条例(平成 7 年柏市条例第 23 号)」に改める。
(柏市都市計画税条例の一部改正)

5 柏市都市計画税条例(昭和31年柏市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条の2中「柏市みどりを守り育てる条例(昭和48年柏市条例第6号)」を「柏市緑を守り育てる条例(平成7年柏市条例第23号)」に改める。

附 則(平成17年条例第83号)

この条例は、公布の日から施行する。